平成26年4月から

登録免許税非課税証明に

手数料がかかります

概要

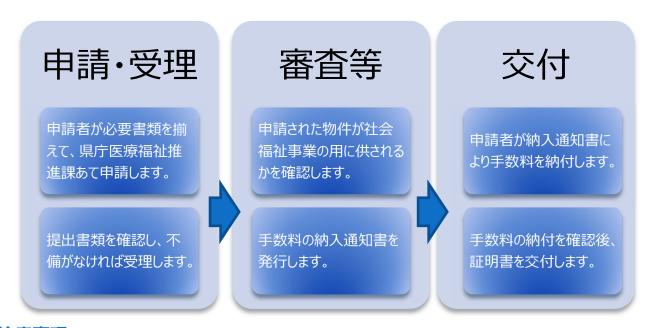
滋賀県使用料および手数料条例の改正にともない、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請される登録免許税非課税証明願について、証明書の交付手数料をいただくことになりました。

手数料

1 件あたり 530 円

証明書交付までの流れ

※高齢者福祉関係社会福祉法人に係るもの



注意事項

証明願を受理後、審査、納入通知書発行、入金確認等に時日を要しますので、余裕をもってお手続きください。 やむを得ない事情によりお急ぎの場合は、事前に下記問合せ先までご相談ください。

証明願の様式および添付書類一覧は県医療福祉推進課のホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護施設指導係

TEL: 077-528-3523, FAX: 077-528-4851, E-Mail: ed00@pref.shiga.lg.jp